

鳥取県令和元年度新型コロナウイルス対策特別金融支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県令和元年度新型コロナウイルス対策特別金融支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に定める鳥取県地域経済変動対策資金について、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成24年3月22日付第201200000446号鳥取県商工労働部長通知）第3条の規定に基づき指定した「令和元年度国際経済変動」（令和元年5月16日付第201900041450号鳥取県商工労働部長通知）の新型コロナウイルス対策としての融資（以下「新型コロナ対策融資」という。）について、金融機関と金銭消費貸借契約を締結し当該コロナ対策融資を受ける中小企業者等のうち、特に著しい需要の減少により深刻な影響を受けた者（別表1の第1欄の区分に応じ同表第2欄に掲げる者をいう。）に対して、県と市町村が協調して当該者の新型コロナ対策融資の借入金に係る利子負担を支援することにより、深刻な影響を受ける者の経営の維持、安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、36か月以内の期間において、その全部又は一部の額（以下「間接補助対象経費」という。）の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）以下とする。

ただし、債務の不履行等により生じた遅延利息等は対象としない。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、毎年2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第3号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 市町村長は、間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める

	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(指示等の報告)

第7条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第8条 市町村長は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年3月18日から施行し、令和2年2月14日以降の利子負担から適用する。

別表1 (第2条関係)

1 区 分	2 対象とする中小企業者等
令和元年度融資 実行分	原則として前年同期比で売上高が15%以上減少したもの
令和2年4月1 日から同月30日 までの保証申込 分	原則として前年同期比で売上高が15%以上減少したもの(セーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定を受けたものに限る。)

別表2 (第3条関係)

	1 間接補助事業	2 間接補助事業者
令和元年度融資 実行分	新型コロナ対策融資の借入金に係る利子の返済	中小企業者等
令和2年4月1 日から同月30日 までの保証申込 分	新型コロナ対策融資の借入金に係る利子の無利子化	金融機関

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和2年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、別表1の第2欄の括弧書きの規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和2年5月1日から施行し、令和2年4月30日までの保証申込を受付けたものに対し適用する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和3年2月25日から施行する。